

山元町こども計画 概要版 (令和7年12月改訂)

1 計画策定の背景と趣旨

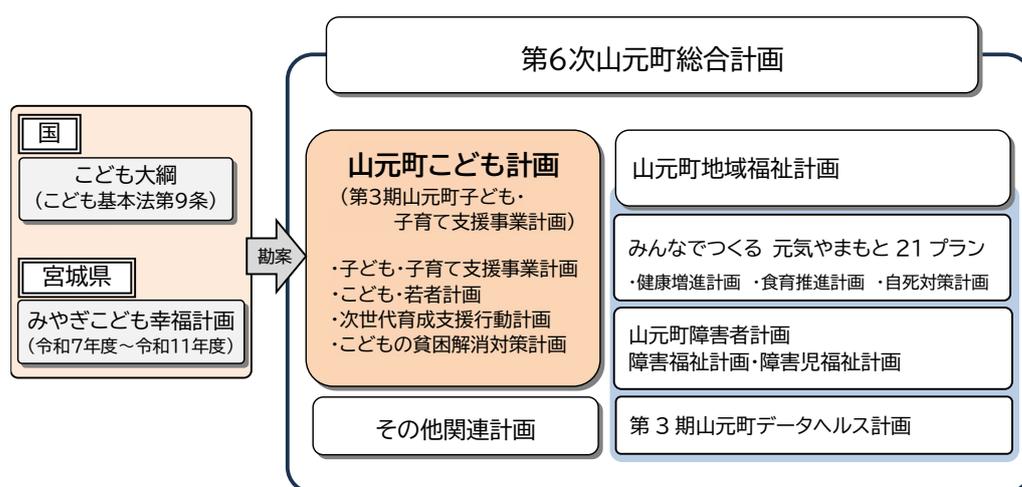
次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策に関する基本理念等を定め、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年4月から施行されるとともに、同年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。

本町では、山元町全体で子育てを支える環境づくり、及び次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、平成27年3月に「第1期山元町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期山元町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種施策を推進してきました。

「山元町子ども・子育て支援事業計画」のこれまで取り組んできた計画の方向性を引き継ぎつつ、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づいた各種施策の実施や新たに生じた課題等を解決するための施策を地域全体で総合的かつ強力で推進していくため、少子化対策やこどもの貧困解消対策、こども・若者育成支援等の施策を統合し、一体的に取りまとめた「山元町こども計画」(第3期山元町子ども・子育て支援事業計画)を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」を軸とし、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条の規定に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」、少子化社会対策基本法第7条第1項の規定に基づく「少子化社会対策基本計画」を一体のものとした計画です。



3 計画の期間

本計画は、**令和7年度から令和11年度までの5年間**を期間とした計画とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 基本理念

新たな基本理念「みんなでつくる こどもの笑顔があふれるまち・山元」を掲げ、全てのこども・若者が誰一人取り残されることなく、地域社会全体でこどもと若者を支援し、未来に希望をもって健やかに育つことができる山元町を目指します。

◆ 基本理念

みんなでつくる こどもの笑顔があふれるまち・山元

5 計画の基本方針と基本目標

◆ 基本方針

こども大綱では、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神に則り、以下の6本の柱を基本的な方針としていることから、本計画においても、こども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

基本方針 1	こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個人を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
基本方針 2	こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
基本方針 3	こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
基本方針 4	良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
基本方針 5	若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現に阻む障害の打破に取り組む。
基本方針 6	施策の総合性を確保するとともに、国、県、民間団体等との連携を重視する。

◆ 基本目標

本計画はこども大綱を踏まえ、3つの基本目標を設定し、こどもや若者、子育て当事者をライフステージに応じて切れ目なく支援するため、総合的に施策を推進していきます。

基本目標1 **子育て・子育ての支援の推進**

基本目標2 **ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進**

基本目標3 **安心して子育てができる支援の推進**

6 計画の体系

本計画の施策の体系を図に示すと以下のようになります。

基本理念

みんなでつくる こどもの笑顔があふれるまち・山元

◆ 基本目標 1 ◆ 子育て・子育ての支援の推進

◆ 基本施策 ◆

- 1 こども・若者が権利の主体であることへの理解促進・啓発
- 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり
- 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 4 こどもの貧困対策の推進
- 5 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 7 こども・若者の自死予防対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み

◆ 基本目標 2 ◆ ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

◆ 基本施策 ◆

- 1 こどもの誕生前から幼児期まで
- 2 学童期・思春期
- 3 青年期

◆ 基本目標 3 ◆ 安心して子育てができる支援の推進

◆ 基本施策 ◆

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3 ひとり親家庭への支援
- 4 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

7 施策の展開

基本目標1 子育て・子育ての支援の推進

基本施策1 こども・若者が権利の主体であることへの理解促進・啓発

◆取り組みの方向性

- こども・若者の権利に関する普及啓発
- こどもの教育、養育の場におけるこども・若者の権利に関する理解促進
- こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実に向けた取り組み

◆主な取り組み

- | | |
|-------------|---------|
| 児童の権利に関する啓発 | 人権教育の実施 |
|-------------|---------|

基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり

◆取り組みの方向性

- 遊びや体験活動の推進
- こどもの生活習慣の形成・定着
- こどもまんなかまちづくりの推進
- こども・若者の可能性を拓いていくためのジェンダーギャップ解消
- こども・若者が活躍できる機会づくり

◆主な取り組み

- | | | |
|----------------------|-----------------------|--------------|
| こどもの遊び場空間の提供 | 児童・生徒の居場所づくり | 体験活動の機会提供 |
| ジュニア・リーダーの育成 | 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) | 放課後子ども教室の充実 |
| 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携 | 保育所地域活動事業 | 民生委員・児童委員研修会 |
| 栄養相談・栄養指導の実施 | 乳幼児健診の場を通じた情報提供 | おやこクッキング教室 |
| 地産地消の推進 | | |

基本施策3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

◆取り組みの方向性

- プレコンセプションケアや相談先の周知、普及・啓発
- 妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援体制の強化、切れ目のない保健・医療体制の提供

◆主な取り組み

- | | | |
|----------------------|-----------|------------|
| 母子健康手帳交付時における保健・栄養指導 | 乳幼児健診の充実 | 乳幼児歯科健診の充実 |
| 育児相談の充実 | 発達相談 | 妊婦相談 |
| 新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導 | 妊婦訪問 | 産婦健診 |
| 産後ケア | こども医療費の助成 | 休日当番医 |
| 宮城県こども夜間安心コール | | |

基本施策4 こどもの貧困対策の推進

◆取り組みの方向性

こどもの貧困に対する理解促進
 教育の支援、生活の安定に資するための支援、経済的支援
 支援体制の円滑な利用促進に向けた体制づくり

◆主な取り組み

児童手当の支給	児童扶養手当の支給	こども医療費助成【再掲】
---------	-----------	--------------

基本施策5 障害児支援・医療的ケア児等への支援

◆取り組みの方向性

早期発見のための健診・相談体制の充実、乳幼児健診の受診率向上のための支援
 こども発達相談や障害児保育の充実
 障害児をもつ家族への支援サービスの充実

◆主な取り組み

乳幼児健診の充実【再掲】	妊婦一般健康診査の充実【再掲】	定期健康診断事業
在宅福祉サービスの推進	保育、教育内容の充実	障害児保育の充実
特別児童扶養手当		

基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーなどへの支援

◆取り組みの方向性

児童虐待防止対策の強化
 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
 ヤングケアラーへの支援

◆主な取り組み

虐待防止等支援対策ネットワーク会議	緊急一時保護	児童相談の充実
オレンジリボンキャンペーン (児童虐待防止キャンペーン)	養育支援訪問事業	子育て世帯訪問支援事業

基本施策7 こども・若者の自死予防対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み

◆取り組みの方向性

こども・若者の自殺対策
 こども・若者を犯罪被害や事故、災害から守るための環境整備
 非行防止と自立支援

◆主な取り組み

カウンセリングの実施、保護者に対する助言	犯罪被害者の支援	DV対策の充実
こどもの心のケアハウス事業	健全育成対策の充実	防犯パトロール隊の活動の強化
防犯体制の充実	防犯に関する普及啓発活動の実施	不審者対応マニュアルの活用
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	避難訓練等の実施	交通安全街頭指導の充実
交通安全推進協議会による交通安全運動の実施	青少年相談の実施	交通安全推進団体との連携
交通安全教室		

基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

基本施策1 こどもの誕生前から幼児期まで

◆取り組みの方向性		
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保		
誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実		
◆主な取り組み		
母子健康手帳交付時における保健・栄養指導【再掲】	乳幼児健診の充実【再掲】	乳幼児歯科健診の充実【再掲】
乳幼児相談の充実【再掲】	発達相談【再掲】	妊婦相談
新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導【再掲】	妊婦一般健康診査の充実【再掲】	妊婦訪問【再掲】
産婦検診【再掲】	産後ケア【再掲】	こども医療費の助成【再掲】
休日当番医【再掲】	宮城県こども夜間安心コール【再掲】	

基本施策2 学童期・思春期

◆取り組みの方向性		
学校教育の質の向上		
居場所づくり		
小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実		
いじめ防止、不登校のこどもへの支援		
体罰や不適切指導の防止		
高校中退の予防と高校中退後の支援		
◆主な取り組み		
教職員研修の充実	社会科副読本の整備	協働教育の推進
ICT教育の推進	学校評議員の導入	教育相談事業の充実
不登校児童生徒への支援	いじめ等青少年の問題行動への対策(積極的な生徒指導)	私立幼稚園運営補助事業
学校教育充実事業	地域人材の活用推進	家庭の教育力の向上
読書活動の推進	体験活動の機会提供	

基本施策3 青年期

◆取り組みの方向性	
高等教育の就学支援	
就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み	
結婚に関する支援	
悩みや不安を抱える若者とその家族に対する相談支援体制の充実	
◆主な取り組み	
定住推進事業	婚活事業

基本目標3 安心して子育てができる支援の推進

基本施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

◆取り組みの方向性		
幼児期から高等教育段階までの切れ目のない経済的負担軽減		
医療費等の負担軽減		
◆主な取り組み		
幼児教育・保育の無償化事業	児童手当の支給【再掲】	児童扶養手当の支給【再掲】
こども医療費助成【再掲】		

基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支援

◆取り組みの方向性		
教育相談の充実と家庭教育に関する情報提供		
子育てサポートに関する取り組みの推進		
◆主な取り組み		
地域子育て支援拠点事業	世界に一つオリジナル絵本事業	ベビーマッサージ・ベビーコミュニケーション事業
子育てに関する学習機会の充実	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業
ベビーステーション貸し出し事業	利用者支援事業	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
坂元送迎保育ステーション事業	子育てサークルの支援	子育て支援ネットワークの形成
やまもと子育てハンドブックの作成	ホームページ等を活用した子育て情報発信・ツールの設置	子育て通信の発行

基本施策3 ひとり親家庭への支援

◆取り組みの方向性		
母子自立支援員などによる情報提供や相談の充実、社会的・経済的自立に向けた支援		
様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化		
◆主な取り組み		
児童扶養手当の支給【再掲】	こども医療費助成【再掲】	母子父子相談
母子生活支援施設入所相談	母子父子寡婦福祉資金貸付相談	

基本施策4 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

◆取り組みの方向性		
仕事と子育ての両立の推進		
家庭の時間を増やすための働き方(ワークライフバランス)の見直し		
◆主な取り組み		
保育サービスに関する情報提供	育児休業取得の推進	幼児教育・保育の無償化事業【再掲】
一時預かり・特定保育事業	病児保育事業	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【再掲】
私立幼稚園入園補助事業		

8 計画の目標値

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を以下のとおり設定します。

目標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年)
1	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	51.8%	70%
2	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	79.6%	90%
3	「どこかに助けってくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	54.1%	現状維持
4	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	47.8%	70%
5	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	61.5%	80%
6	「今、自分が幸せだ」と思うこども・若者の割合	78.8%	増加
7	「自分は他の人たちから孤立している」と感じるこども・若者の割合	37.2%	減少
8	「社会のために役立つことをしたい」と思うこども・若者の割合	85.0%	増加

※目標1～5は国のこども大綱に定められた数値目標と同様の目標値

9 教育・保育、子ども・子育て支援事業の見込み

(1) 幼児期の教育・保育の見込み

単位：人

区分		第3期計画					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号認定	量の見込み	80	79	76	74	73	
	確保方策	120	115	115	115	115	
2号認定	量の見込み	111	109	106	103	102	
	確保方策	117	122	122	122	122	
3号認定	0歳児	量の見込み	25	24	23	21	23
	1・2歳児	量の見込み	60	67	64	63	59
	確保方策	88	91	91	91	91	

(2) 子ども・子育て支援事業の見込み

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
	確保方策 (か所)	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点 事業	量の見込み (人)	3,216	3,216	3,216	3,216	3,216
	確保方策 (人)	3,216	3,216	3,216	3,216	3,216
妊婦健康診査	量の見込み (人)	45	45	45	45	45
	確保方策	すべての妊婦を受診				
乳児家庭全戸訪問 事業	量の見込み (人)	45	45	45	45	45
	確保方策	乳児のいるすべての家庭を訪問				
養育支援訪問事業	量の見込み (人)	10	10	10	10	10
	確保方策	養育支援が必要なすべての家庭を訪問				
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	量の見込み (人)	0	0	0	0	0
	確保方策 (人)	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援 事業(ファミリー・サポ ート・センター事業)	量の見込み (人)	10	10	10	10	10
	確保方策 (人)	10	10	10	10	10

区分			第3期計画				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時預かり事業	一時預かり事業(幼稚園型)	量の見込み(人)	4,865	4,800	4,700	4,600	4,500
		確保方策(人)	4,865	4,800	4,700	4,600	4,500
	一時預かり時事業(幼稚園型を除く)	量の見込み(人)	550	550	550	550	550
		確保方策(人)	550	550	550	550	550
延長保育事業		量の見込み(人)	65	65	65	65	65
		確保方策(人)	65	65	65	65	65
病児保育事業		量の見込み(人)	60	58	56	53	53
		確保方策(人)	60	58	56	53	53
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		量の見込み(人)	200	200	200	198	188
		確保方策(人)	200	200	200	200	200
子育て世帯訪問支援事業		量の見込み(人)	9	9	9	9	9
		確保方策(人)	9	9	9	9	9
児童育成支援拠点事業		量の見込み(人)	0	0	0	0	0
		確保方策(人)	0	0	0	0	0
親子関係形成支援事業		量の見込み(人)	0	0	0	0	0
		確保方策(人)	0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業		量の見込み(人)	120	120	120	120	120
		確保方策(人)	120	120	120	120	120
乳児等通園支援事業	0歳児	量の見込み(人)		1	1	1	1
	1歳児			2	2	1	1
	2歳児			1	1	1	1
(こども誰でも通園制度)		確保方策(人)		4	4	3	3
産後ケア事業		量の見込み(人)	8	8	8	8	8
		確保方策(人)	8	8	8	8	8